

# 呼値の単位の見直しに伴う「業務規程」等の一部改正新旧対照表

## 目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表 .....	1
2. 取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表 .....	2

## 業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">(呼 値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">次の a 及び b に掲げる株券の区分に従い、当該 a 及び b に定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">a (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">b <u>TOPIX500</u>（株式会社JPX総研（以下「JPX総研」という。）が選定した<u>500銘柄</u>を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、<u>JPX総研</u>が算出するものをいう。）を構成する株券で当取引所に上場する株券（発行日取引及び売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となるものを除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">1株につき、当該1株の値段が、1,000円以下の場合10銭、1,000円を超え3,000円以下の場合50銭、3,000円を超え1万円以下の場合1円、1万円を超え3万円以下の場合5円、3万円を超え10万円以下の場合10円、10万円を超え30万円以下の場合50円、30万円を超え100万円以下の場合100円、100万円を超え300万円以下の場合500円、300万円を超え1,000万円以下の場合1,000円、1,000万円を超え3,000万円以下の場合5,000円、3,000万円を超える場合は1万円とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年6月5日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">(呼 値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">次の a 及び b に掲げる株券の区分に従い、当該 a 及び b に定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">a (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">b <u>TOPIX100</u>（株式会社東京証券取引所が選定した<u>100銘柄</u>を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、<u>同取引所</u>が算出するものをいう。）を構成する株券で当取引所に上場する株券（発行日取引及び売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となるものを除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">1株につき、当該1株の値段が、1,000円以下の場合10銭、1,000円を超え3,000円以下の場合50銭、3,000円を超え1万円以下の場合1円、1万円を超え3万円以下の場合5円、3万円を超え10万円以下の場合10円、10万円を超え30万円以下の場合50円、30万円を超え100万円以下の場合100円、100万円を超え300万円以下の場合500円、300万円を超え1,000万円以下の場合1,000円、1,000万円を超え3,000万円以下の場合5,000円、3,000万円を超える場合は1万円とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p>

## 取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(裁定取引に関する行為)</p> <p><b>第5条</b> 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(1) 東証株価指数（<u>株式会社JPX総研</u>（以下「<u>JPX総研</u>」という。）が東証株価指数の構成銘柄として選定した銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、<u>JPX総研</u>が算出するものをいう。以下同じ。）が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで（午後立会終了時まで）に当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで）の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(公開買付けに関する行為)</p> <p><b>第6条</b> 第3条第3号に規定する公開買付けに関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(1) 公開買付けについて公開買付者のために<u>金融商品取引法施行令</u>（昭和40年政令第321号。以下「<u>施行令</u>」という。）第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等（法第27条の2に規定する株券等をいう。以下同じ。）の買付け等（法第27条の2に規定する買付け等をいう。以下同じ。）を行う者（以下「<u>公開買付者の関係者</u>」という。）となる場合に行う次に掲げる行為</p> <p style="padding-left: 2em;">a・b (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(裁定取引に関する行為)</p> <p><b>第5条</b> 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(1) 東証株価指数（<u>株式会社東京証券取引所</u>が東証株価指数の構成銘柄として選定した銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、<u>同取引所</u>が算出するものをいう。以下同じ。）が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで（午後立会終了時まで）に当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで）の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(公開買付けに関する行為)</p> <p><b>第6条</b> 第3条第3号に規定する公開買付けに関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(1) 公開買付けについて公開買付者のために<u>金融商品取引法施行例</u>（昭和40年政令第321号。以下「<u>施行令</u>」という。）第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等（法第27条の2に規定する株券等をいう。以下同じ。）の買付け等（法第27条の2に規定する買付け等をいう。以下同じ。）を行う者（以下「<u>公開買付者の関係者</u>」という。）となる場合に行う次に掲げる行為</p> <p style="padding-left: 2em;">a・b (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

付 則

この改正規定は、令和5年6月5日から施行する。